タブレットの持ち帰りについて



1 家庭への持ち帰りについて

家庭でタブレットパソコンを用いて、インターネットを利用した調べ学習、ドリル学習、学習動画等の視聴、学校からの学習課題の配付や提出等、学年の実態に応じて行ってまいります。持ち帰り開始時期や家庭で取り組む課題の 内容等については、担任よりお子さんを通じて連絡いたします。持ち運びはランドセルを主として、手さげやバッグ等(家庭で用意したもの)を使用するようにしてください。

2 破損時の対応について

家庭へ持ち帰った際に生じたタブレットパソコンの破損については、故意による破損を除き、市の予算で修理をいたします。破損した場合は速やかに学校まで御連絡ください。

3 その他

- (1) タブレットパソコンは市からお子さんへの貸与されたものであるため、丁寧に扱うよう御家庭でもお 声掛けお願いいたします。併せて、紛失にも御注意ください。
- (2) アカウント(IDとパスワード)の適切な管理をお願いいたします。アカウントが記載されたカードを紛失したり、アカウントを第三者に教えたりすることなどがないよう御家庭でもお声掛けお願いいたします。なお、アカウントはお子さん本人にのみ付与されたものです。保護者を含めた本人以外の御使用は、ライセンス違反となるためできません。くれぐれも御注意ください。
- (3) 学校で許可していないアプリをダウンロードしたり、不適切なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、御家庭でも指導と管理をお願いいたします。
- (4) 長時間にわたって継続して画面を見ないように、終了時刻を決めたり、途中で休憩を取ったりするなど、御家庭でも健康面への配慮をお願いいたします。
- (5) 家庭に端末とインターネット環境がある場合は、家庭へタブレットパソコンを持ち帰らなくても付与 されたアカウントで L-gate や Microsoft Teams にログインすることで、学校と同じ学習環境で 端末を活用することができます。
- (6) 御家庭に Wi-Fi 等のインターネット環境がない場合は、教育委員会でモバイル Wi-Fi ルーターの貸出を行っております。貸出にあたっては、保護者による貸出申請書の記入や、SIM カードの契約、通信費の支払いが別途必要になります。なお、就学援助対象世帯については、今年度より「オンライン学習通信費」(年額 12,000 円) が支給されております。